

学習会「私立学校法改正と
寄付行為の改定を考える」
2024年5月17日(金)
19時～
於 私教連会議室

2023年4月に「私立学校法の改正に関する法律」が可決・成立、5月に公布されて、2025年4月に施行されようとしています。大学法人では2025年1月までに文科省に、県内の高校以下の法人では2025年2月までに神奈川県に、それぞれ寄付行為の認可を申請することが求められています。

今回の私立学校法改正をめぐる動きは、当初、私学関係者を排除した「審議会」で打ち出された「私学への外部からの支配」を主とした案が私学関係者の猛反発でとん挫し、その後に改めて検討されて立案されました。こうした経緯を反映して、その内容には様々な性格の内容が含まれています。

しかし、同時に従来に多くの学園で見られた「理事会が評議員全員を選任して、お手盛りの運営になっている」「理事が評議員会の多くを占めている」「監事の独立性や権限が弱い」などの問題に対してメスが入られています。今回の法改正では、「理事の選任機関を定め、解任の権限も持つ」「理事は評議員と分離する」「理事会が選任できる評議員は1/2まで」など、多くの点で理事会へのチェック機能を強化する事が求められています。

こうした中で、多くの学園で「教職員の代表・組合の代表が評議員会に加わって学園の運営のあり方を議論する」ことを実現することが求められています。また、学園が外部からの不当な乗っ取りなどに会わないようにしていくことも、改定に当たって必要です。

こうしたことから、神奈川私教連では「私立学校法改正と寄付行為改定」についての学習会を開催します。私学の独自性とその運営の民主化をすすめるために、ぜひ、多くの参加を呼びかけます。

※参加校は、ぜひ、各学園の寄付行為をご持参ください。

※資料の準備のため5月14日・火曜までに以下の参加申し込みをお送りください。

申込先

神奈川私教連書記局 fax045-212-5575

または MAIL : honbu@k-sikyoren.or.jp

「私立学校法改正と寄付行為」学習会 参加申し込み書

____月 ____日

学園名 _____

出席者名 _____

連絡先メールアドレス(事前に資料送付する場合があります)

_____ @ _____

学園の寄付行為の内容を

理解している・あまり知らない・全く知らない

評議員に組合代表や教職員代表 いる ・いない

理事や評議員の選考に教職員の参加 ある ・ない

寄付行為・私立学校法について疑問な点、知りたい点等

申し込み 5月14日・火曜までに

神奈川私教連書記局 fax045-212-5575